

定款の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第 3 2 条 削除</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成 2 9 年 8 月 1 日から施行する。</p>	<p><u>(他の会員の役員又は従業員からの受託の制限)</u></p> <p>第 3 2 条 正会員は、他の会員の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この条において同じ。）又は従業員である者から、その会員の書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による同意を得ないで、本所の市場における有価証券の売買の委託（有価証券等清算取次ぎの委託を除く。）を受けることができない。</p>